

定 款

スターツコーポレーション株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、スターツコーポレーション株式会社と称し、英文では
STARTS CORPORATION INC.と表示する。

(事業目的)

第2条 当社は、下記事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
 - (1) 不動産の売買並びに仲介
 - (2) 建築並びに土木工事の請負
 - (3) 不動産の賃貸並びに管理
 - (4) 不動産の調査並びに評価鑑定
 - (5) 各種建築物の設計及び工事監理
 - (6) 建築の設計出願代理業
 - (7) 損害保険の代理業務
 - (8) 木材及び建築材料の販売
 - (9) 冷蔵庫、掃除機、流し台等住宅機器の販売、室内装備の施工
 - (10) 金銭の貸付
 - (11) 賃貸建物のサブリース及び管理運営
 - (12) 借上社宅及び社有社宅管理の業務代行业業
 - (13) 経営、労務、経理等事務代行业務
 - (14) 不動産に関するコンサルティング業
 - (15) 信託受益権の売買事業
 - (16) スポーツ、レジャー施設等の経営、運営及びその受託、管理
 - (17) 前各項に附帯する一切の業務
2. ペンション、ホテル、スポーツ・レジャー施設等の経営、管理
3. 飲食店の経営
4. 経営コンサルタント業務
5. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子広告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100,170,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(单元未満株式についての権利制限)

第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(单元未満株式の売渡請求)

第10条 当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規定)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する手続きおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議により、取締役社長が招集する。取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(累積投票の排除)

第21条 当会社の取締役の選任決議は、全て累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役の分掌)

第25条 取締役社長は、定款ならびに取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。

- 2 取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は、各々取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌処理する。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集)

第28条 取締役会の招集は、各取締役並びに各監査役に対し、会日の3日前までに通知を發するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

(取締役会の招集者)

第29条 取締役会の招集は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役社長がこれにあたる。取締役社長事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議の省略)

第30条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規定)

第31条 取締役会の運営に関する規定は、取締役会の定める取締役会規定による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要ある時は、これを短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の招集者および議長)

第37条 監査役会は、あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。

2 監査役会の議長は、前項の招集者がこれに当たる。

(監査役会の規定)

第38条 監査役会に関する事項は監査役会の定める監査役会規定による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金等の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2 前項の金銭には利息をつけない。

以上

令和5年3月1日改正